

自画撮り被害にかかる主な現行規制

1 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 (略)

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態

二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀でん部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

第7条 自己の性的欲求を満たす目的での児童ポルノの所持禁止

(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

2 児童ポルノの提供の禁止（電気通信回線を使用した電磁的記録を含む）

(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（以下同じ）)

3 提供目的での児童ポルノの製造、所持、運搬、輸入、輸出の禁止（提供目的での電磁的記録の保管の禁止）

4 児童に第二条第三項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することによる、当該児童に係る児童ポルノの製造禁止

5 ひそかに第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノの製造禁止

(6、7略)

2 刑法

(脅迫)

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉、又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する

(強要)

第二百二十三条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。